

「寒川町障がい者福祉計画」(案)に対するパブリックコメント (町民意見の公募)の実施結果

寒川町障がい者福祉計画(案)について、町民の皆さんからのご意見を募集したところ、2名の方と町内で活動する1団体から7件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見並びに町の考え方を公表いたします。

パブリックコメントにご協力をいただきありがとうございました。

●実施期間

平成29年12月18日(月)～平成30年1月17日(水)

●資料閲覧場所

町役場本庁舎1階情報公開コーナー、福祉課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館、寒川町福祉活動センター、町ホームページ

●意見の提出状況

意見提出者数	3名
意見総数	7件

●このパブリックコメントの実施結果は、次の場所でご覧いただけます。

町役場本庁舎1階情報公開コーナー、福祉課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館、寒川町福祉活動センター、町ホームページ

●問い合わせ先

寒川町福祉部 福祉課障がい福祉担当
電話0467-74-1111 内線144 FAX0467-74-5613
E-mail fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

●ご意見の概要及び町の考え方

区分	番号	意見の概要	町の考え方
<p>第4章 第4次障がい者計画 2. 施策の展開 (2)生活支援 ◆具体的な施策◆ ①身近な相談窓口の充実</p>	1	<p>生活支援①身近な相談窓口の充実の項に、平成28年度より精神保健福祉士を配置し、相談の充実を図った。とあることは評価できます。しかし、①にも②生活支援について、相談窓口の項の中に町職員の専門性を高めるといった記述が見られません。介護や子育てには専門職が配置され、建設部の技術職採用も当たり前だと思います。町は福祉職の採用をされているのでしょうか。関係機関・関係各課との連携はうたわれていますが、窓口事務だけでなくケースワークをも行うであろう町職員の専門性を高めることが的確かつ継続的な支援を推進するものと思います。計画策定や進捗状況の調査・指導は窓口担当職員がケースワークの片手間に行えるものではありません。高度な専門性を持った職員の配置が必要であると思います。</p>	<p>精神保健福祉士を非常勤職員として配置しておりますが、専門的な相談を毎日受けている状況であり、今後も相談の充実を図る必要性があると理解しております。 また、現在の町の職員採用方法として専門的な資格を持った福祉職としての雇用が無く、専門知識を持つ正規職員もいないことから、町として、福祉職の必要性等についての検討が今後の課題と考えております。 こうした中、まずは、担当職員が、県やその他福祉団体等が行っている研修に積極的に参加し、ケースワーク業務などのスキルアップに努めることで、町民の皆様に対する支援がより効果的となるよう取り組んでまいります。</p>
<p>第4章 第4次障がい者計画 2. 施策の展開 (4)教育・育成 ◆具体的な施策◆ ①障害のある児童の保育・教育・教育体制の充実</p>	2	<p>〈現状〉 1人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育、保育、教育の場の確保について、その子の成長の各段階での適切な指導が受けられていないように思う。 各小中学校に支援級が作られたものの適任な先生の配置がされているのか、学校の全ての先生方の障がいに対する情報、理解の薄さを感じてならない。通常級においての障がいの児童、生徒の教育にも力を入れてほしい。</p> <p>〈具体的施策〉 上記課題から以下のものを計画に盛り込んでほしい。 ①就学前相談の情報提供をわかりやすくしてほしい ②人数の加配・・・障がいのある子ない子に関係なく、現教育現場を見るとT.T(チーム・ティーチング)を取り入れる事により、より充実した教育になる。難しいようであれば各学年に一人ずつなど数を出し具体的な計画を盛り込み計画が見えるようにしてほしい。 ③ガイダンスについて・・・困った時(不登校、いじめ等)の対応の仕方など相談窓口がどこにあるのか知っておきたい。当事者になると心配が先に来しまい、どうしていいのかわからない。 ④言葉の教室・・・2ヶ所に増えたものの、人数の増加に伴いクラスがいっぱいになっている。各学校に設置をしてほしい。言語療育の病院等実施している所も減り、見つけるのが困難。他校から通うのも大変である。 ⑤支援コーディネーター・・・専門職として対応してほしい。周知されていない。</p>	<p>①就学前相談について、年に2回町の広報誌への掲載や町ホームページなどにより周知を図っております。その他幼稚園や保育園においてお知らせするなど、必要な方に情報が届くよう、周知徹底を図ってまいります。 ②一人ひとりの障がい状況を把握するため、就学前から、対象となる子どもを支援している関係者と協議を行うなど、必要な支援体制が図れる配置に努めております。限られた財政状況の中ではありますが、チーム・ティーチングに替わり、少人数学級や主に小学校1年生を対象としたふれあい教育支援員の配置などを実施しております。 ③不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談を実施しています。これらの相談は、学校だよりや神奈川県が発行している相談機関紹介カードなどを全校児童・生徒に毎年配布し、周知しております。また、不登校やいじめなどで不安やお困りなことがありましたら、まずは学校か教育委員会へ遠慮なくご相談ください。 ④通級指導教室「ことばの教室」につきましては、平成29年度に1か所増設し、南北地域に1か所ずつの設置とするため小谷小学校と一之宮小学校で実施しており、定員内による実施ができていないことなどから、各校への設置には至っておりません。今後の「ことばの教室」の在り方などにつきましては、対象児童数の推移などを考慮し、検討してまいります。 ⑤支援コーディネーターは、教育相談コーディネーターを指していることと思いますが、この教育相談コーディネーターは、指定の研修を受講した教員が担い、小中各校1名ずつ配置しており、学校の便りなどでお知らせしているところです。 お困りのご家族等からご相談を受け、必要に応じて教育相談コーディネーターが各関係機関と調整を図っておりますので、何か不安なことなどがありましたら、遠慮なく学校へご相談ください。</p>

区分	番号	意見の概要	町の考え方
第4章 第4次障がい者計画 (4)教育・育成 ◆具体的な施策◆ ①障害のある児童の保育・療育・教育体制の充実	3	<p><現状> 町内の小中学校において障がいのある児童、生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童、生徒に障がいへの理解を深める交流教育の推進が適切に行われていないように思う。</p> <p><具体的施策> ①教員の付き添いがなくては活動出来ない児童、生徒に関しては人員不足のため交流も思い通りにならない状況であるため、人員確保をしてほしい。 ②障がいへの理解を深めるのであるならば、普通級での活動を主体に置き、苦手なものについては取り出しで行うことを基本としてほしい。そうする事で、児童、生徒、先生、保護者の意識も変わってくる。名簿もクラスの中に入れ、クラスの一員としての意識を高めるものとしてほしい。</p>	<p>①特別支援級に対する教職員は、対象となる児童や生徒の障がいの状況により、配置基準に照らした配置をしますが、さらに、特別支援学級補助員の配置などにより、その時々児童や生徒の状況に応じた配置に努めております。しかしながら、ご指摘のとおり十分行き届いた教育の環境整備が実現できているとは言い難い状況ですが、人材確保を含め、町の厳しい財政状況などから、増員配置が困難な状況にあります。</p> <p>②現在、町の取り組みとして障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行うインクルーシブ教育を、南小学校をパイロット校として進めております。町としましては、この取り組み等により、生活、学習の両面からの一層の充実を図り、「地域で育む」という理念に基づいた教育をめざしており、これにより、交流や障がいへの理解を深める交流教育につながるものと考えております。</p>
第4章 第4次障がい者計画 2. 施策の展開 (4)教育・育成 ◆具体的な施策◆ ②障がい児通所支援等福祉サービスの充実	4	<p>児童発達支援について、茅ヶ崎市のツツジ学園やうーたんのような療育施設があれば町外に出ないで済むので助かると思います。 町外に出るようになるなら、交通手段を確保して頂きたい。</p>	<p>児童発達支援についてはニーズがあり、重要であることは認識しております。しかし、現在、新たな民間の事業所の進出の予定はなく、また、町の厳しい財政状況から新たな直営施設の整備は困難であることから、広域連携による実施などを検討していく予定です。 また、交通手段の確保につきましても、同様の理由により実施する予定はありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
第4章 第4次障がい者計画 2. 施策の展開 (4)教育・育成 ◆具体的な施策◆ ②障がい児通所支援等福祉サービスの充実	5	<p><現状> 児童発達支援事業のひまわり教室が利用しづらい。何故かと言うと、必要なそして一人ひとりの障害の特性等に応じた最適な療育が提供されていないと感じる。その為、他市の療育機関等、幼稚園、保育園を考えなければならない。だが、幼稚園、保育園においては入園先を見つけるのも困難。入園したとしても、その子にあったサポートや支援を受けられない状況がある。(受け入れ態勢も整っていない) また、他市の療育機関に行くにあたり、交通の不便、経済的な負担が大きい。</p> <p><具体的施策> 上記課題から以下のものを計画に盛り込んでほしい。 ①ひまわり教室は児童発達支援事業を担う場として、一人ひとりに合った適切な療育サービスを提供してほしい。 ②先生方の障がいへの理解が薄い為、研修等を計画的に行ってほしい。 ③見守りの補助員がいる事で共存社会の実現が成り立つ為計画の中に盛り込んでほしい。 ④共働き家庭の増加など、社会様式の変化等により児童発達支援の土曜日、日曜日の利用が出来るよう、計画の中に盛り込んでほしい。(現実に、厚木まで通っている方もいる) ⑤療育型の放課後等デイサービスを町内に増やしてほしい。</p>	<p>①②児童発達支援は、日常生活の自立支援や機能訓練などの療育を行うことを目的として一人ひとりの個別支援計画に基づく支援を提供する障害福祉サービスです。今後も、適切な支援を行えるよう努めてまいります。 また、職員については、発達障害支援センターのを行っている支援者向け研修等を積極的に受講することなどにより、資質の向上に努めてまいります。</p> <p>③④ひまわり教室における職員の配置については、配置基準を満たしております。補助員につきましても、その都度利用する子どもの状況によりシフトを組み必要な支援を行えるよう努めております。 また、土曜日や日曜日の利用については、園の開所日を増やすためには、職員の増員等が必要となりますが、現在の町の厳しい財政状況等から開所日の見直しの予定はありません。</p> <p>⑤療育型の放課後等デイサービスについてはニーズがあり、重要であることは認識しておりますが、現時点では、新たな民間の事業所の進出の予定はなく、また、町の厳しい財政状況から新たな直営施設の整備は困難であるため、引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図り環境整備に努めてまいります。</p>

区分	番号	意見の概要	町の考え方
計画全般	6	障がい者計画概要版には障がい者計画(本案)の対応ページが記載されています。であれば、障がい者計画の施策の展開における具体的な施策は、障がい福祉計画のどの事業に反映・リンクしているのか関連ページを記載していただけないでしょうか。	概要版については、本計画から抜粋した内容となっており、概要版から本計画の内容を確認しやすいように見出し機能としてそれぞれの対応ページを記載しておりますが、本計画内では対応ページの記載はしておりませんので、ご理解ください。
計画全般	7	①第2章障がい者計画の検証について、○△×の実施結果は役場として行ったという報告であって、それが現実的に利用活用してどうだったのかということが大切である。現実利用している人の評価ではない、意味のない実施結果の記載だと思う。町民の目線で評価をしているのか疑問に思う。 ②計画書が見にくく分かりづらい。現状を見てそれに合う計画がどのページなのか探すが分からない。現状の所に関するページは○ページなどと、記載すると分かりやすいのではないのでしょうか。 ③障がいのある人もない人も地域の中で安心して暮らせる社会をめざして、という基本理念のもと、ぜひとも町内での実現達成してほしいと願っています。	①ご指摘のとおり、前計画では、実施状況の把握のみを行っており、十分な効果測定ができず、実施状況等の点検や今後の問題点の把握にとどまっております。町民目線での評価を含め、次計画策定時の課題と考えております。 ②第4次障がい者計画は障害者基本法に基づくものであり、計画年度における取り組むべき障がい福祉施策を定め、また、第5期障がい福祉計画(第1期障がい児福祉計画含む)は障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、国から示された基本指針のもと目標値を定めることとされており、それぞれ記載事項が異なるため、それぞれの対照事項をしめすことができませんので、ご理解ください。 ③ご意見ありがとうございます。障がいのある人とその家族、支援者や町民の皆様、行政がそれぞれの役割のもと、実現達成のために連携を行ってまいりますので、今後もご理解ご協力をお願いいたします。